五十四　指定介護福祉施設サービスにおける看取り介護加算に係る施設基準

第四十五号の規定を準用する。

五十五　介護保健施設サービスの施設基準

イ　介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1)　介護保健施設サービス費(Ⅰ)の介護保健施設サービス費(i)又は(iii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一)　看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法（介護老人保健施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二)　通所介護費等の算定方法第十三号ロに規定する基準に該当していないこと。

(2)　介護保健施設サービス費(Ⅰ)の介護保健施設サービス費(ii)又は(iv)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一)　リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

(二)　次のいずれにも適合すること。

a　算定日が属する月の前六月間において当該施設から退所した者（当該施設内で死亡した者を除く。以下この号において「退所者」という。）のうち、在宅において介護を受けることとなったもの（当該施設における入所期間が一月間を超えていた退所者に限る。）の占める割合が百分の五十を超えていること。

b　退所者の退所後三十日以内（退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあっては、十四日以内）に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が一月以上（退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあっては、十四日以上）継続する見込みであることを確認し、記録していること。

(三)　三十・四を当該施設の入所者の平均在所日数で除して得た数が百分の十以上であること。

(四)　次のいずれかに適合すること。

a　算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、要介護状態区分が要介護四及び要介護五の者の占める割合が百分の三十五以上であること。

b　算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合が百分の十以上又は経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十以上であること。

(五)　(1)に該当するものであること。

(3)　介護保健施設サービス費(Ⅱ)の介護保健施設サービス費(i)又は(iii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一)　平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に転換を行って開設した介護老人保健施設であること。

(二)　算定日が属する月の前十二月間における新規入所者の総数のうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合から自宅等（法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所並びに他の社会福祉施設等を除く。）から入所した者の占める割合を減じて得た数が百分の三十五以上であることを標準とすること。ただし、当該基準を満たすことができない特段の事情があるときはこの限りでない。

(三)　算定日が属する月の前三月間における入所者等（当該介護老人保健施設の入所者及び当該介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の利用者をいう。以下この号において同じ。）のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十五以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が百分の二十以上であること。

(四)　(1)に該当するものであること。

(4)　介護保健施設サービス費(Ⅱ)の介護保健施設サービス費(ii)又は(iv)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一)　(3)(一)、(二)及び(四)に該当するものであること。

(二)　算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が百分の二十以上及び著しい精神症状、周辺症状又は重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。

(5)　介護保健施設サービス費(Ⅲ)の介護保健施設サービス費(i)又は(iii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一)　(3)に該当するものであること。

(二)　入所者等の合計数が四十以下であること。

(6)　介護保健施設サービス費(Ⅲ)の介護保健施設サービス費(ii)又は(iv)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一)　(4)に該当するものであること。

(二)　入所者等の合計数が四十以下であること。

ロ　ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1)　ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)のユニット型介護保健施設サービス費(i)又は(iii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一)　イ(1)(一)に該当するものであること。

(二)　通所介護費等の算定方法第十三号ハに規定する基準に該当していないこと。

(2)　ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)又は(iv)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1)及びイ(2)(一)から(四)までに該当するものであること。

(3)　ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)のユニット型介護保健施設サービス費(i)又は(iii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1)及びイ(3)(一)から(三)までに該当するものであること。

(4)　ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)又は(iv)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1)、イ(3)(一)及び(二)並びにイ(4)(二)に該当するものであること。

(5)　ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)のユニット型介護保健施設サービス費(i)又は(iii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一)　(3)に該当するものであること。

(二)　入所者等の合計数が四十以下であること。

(6)　ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)又は(iv)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一)　(4)に該当するものであること。

(二)　入所者等の合計数が四十以下であること。

五十六　介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ　介護保健施設サービス費(Ⅰ)の介護保健施設サービス費(i)若しくは(ii)、介護保健施設サービス費(Ⅱ)の介護保健施設サービス費(i)若しくは(ii)又は介護保健施設サービス費(Ⅲ)の介護保健施設サービス費(i)若しくは(ii)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（介護老人保健施設基準第三十九条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない療養室（介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に掲げる療養室をいう。ロ及び第六十号において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。